

岩手県告示第 642 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第 3 項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を平成 18 年 5 月 16 日から同月 30 日まで釜石東部漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 釜石市箱崎町第 1 地割 24 番地 佐々木 久四郎
- (2) 釜石市両石町第 3 地割 128 番地 15 瀬戸 深三郎

2 加入区 釜石東部加入区

3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 釜石東部漁業協同組合